

平成29年度

事業の基本方針

社会福祉法人平取福祉会

平成29年度 事業計画

I 法人本部

1. 法人経営を取りまく現状

国では、急速な少子高齢化、地域社会の変容等により福祉ニーズが多様化、複雑化していく中、福祉サービスの主たる担い手である社会福祉法人が果たしていく役割は重要になってきており、公益性や非営利性に見合う経営組織や財務規律を実現し、国民に対する説明責任を果たすとともに、地域社会に貢献するという社会福祉法人の本来の役割を果たしていくよう法人のやり方を見直すことを目的に社会福祉法等の一部改正を行なったところでもあります。

平取福祉会においても法律に基づき定款等の変更や理事等の権限、責任等また、議決機関としての評議員会の設置、計算種類等を公表し、運営の透明性の向上を図り、整備したところでもあります。

介護保険制度、障害者総合支援制度の法のもとで事業を実施することについても高齢者福祉、障害者福祉の現状は厳しい環境のままと思われませんが、より良い福祉サービスがもとめられるのみならず、多岐にわたるサービスを提供していかなければと考えております。

将来の法人本部機能の一元化については、引き続き協議・検討を重ねてまいりますとともに、施設の老朽化と高齢化対策としての計画についても平取町と協議をし、総合計画に盛り込むよう働きかけをしてまいります。

2. 法人経営の基本方針

- (1) 透明性が高く、社会的に信頼され、開かれた法人経営。
- (2) 個人の尊厳の保持に努め、自立した生活を地域社会で営むことができる支援
- (3) 自主的な経営基盤の確立と施設経営に努める。
- (4) 地域社会との連携を深め、地域福祉の推進に努める。
- (5) コンプライアンスの遵守に努める。

3. 重点課題

- (1) 日々改革が行われる昨今の福祉環境の現状に鑑み、情報の早期入手による情勢の把握が重要であり、各種研修会等への積極的な参加に努めてまいります。
- (2) 施設経営においては、高齢者・障害者問わず厳しさを増す福祉環境にあたることから、引き続き事務・事業の効率化に努めてまいります
- (3) 将来に亘って自立した法人の経営体制の確立に努めてまいります。

Ⅱ すずらん及びせきえい並びにさるがわ

1. 施設経営を取りまく現状

すずらん・せきえい・さるがわの特性を生かし、それぞれが専門的な立場で地域の福祉ニーズに対し、地域社会の中で利用者が生活していくために必要なサービスを充分に受けることができるよう、関係機関と連携し利用者の支援サービスに努めてまいります。

障害者虐待防止法や障害者差別解消法等を遵守し、研修会の参加や研鑽し、障がい者に対する尊厳を持ち職員の資質の向上に努めてまいります。

利用者の生命と安全を守るため災害（火災・自然災害等）についての避難訓練や非常食の実際の使用等の訓練も併せて実施し、万が一の時の利用者の安全確保を最優先に行動できるように普段からの職員意識の統一理解の下進めてまいります。

また、近年経営状況は厳しさを増してきていますので、定期的な管理職会議を開き経営状況の把握や対策について議論を重ね施設経営の安定化を図ります。

2. 経営の基本方針

- (1) 法人の経営方針を遵守し、公平・厳正な経営に努めます。
- (2) 明るい事業所づくりを目指し、利用者と職員の心のふれ合いを大切にし、職員相互の信頼関係を深めるよう努めます。
- (3) 常に地域の中にとけこみ、地域福祉の中心的役割を果たすよう努めます。
- (4) 利用者の人間性尊重の精神を基本理念とし、自活又は社会自立を目指した生活支援・作業支援の充実に努めます。
- (5) 就労継続支援における収益の増大を図るための知識・技術向上に努めます。
- (6) 職員の意識高揚を高めるため、法令遵守に向け取り組んでまいります。

3. 重点課題

- (1) 事業所毎の専門性を発揮し利用者のニーズに添ったサービスの提供に努めます。
- (2) 利用者個々の状態に対応できる支援メニューを導入し、支援区分を問わず全ての利用者に安全・安心と合わせてゆとりある生活の確保に努めます。
- (3) 利用者工賃の安定支給に資するため「山の駅ほろしり館」等、地域住民を対象とした一般販売の促進を図り、販売価格の安定に努めます。

Ⅲ 平取かつら園及びデイサービスセンター

1. 事業を取りまく現状

平成27年度の介護保険制度改正によるマイナス2.27%の削減となった介護報酬改定であり、全国老人施設協議会の調査によると特養の収支差額が過去最低の3%、赤字施設が過去最大の3割超と厳しい状況が明らかになっており、平取かつら園もその影響による厳しさが増している状況です。また、平成30年には、医療・介護報酬の同時改定があり、更なる施設経営が困難に陥ることが予想されています。

平成29年度の事業は、依然として厳しい状況ですが、平取町、法人をはじめとする各関係機関と協議・連携しながら施設運営の在り方を検討すると同時に利用者（施設・在宅）の生きがいと喜びに繋がる質の良いサービスを心がけ地域住民に安心と信頼される高齢者の介護・介護予防の拠点となるよう取り組みます。

2. 事業の基本方針

- (1) 介護施設の事業を取りまく環境は極めて厳しい状況にありますので、事業体制の確立を図り職員一丸となり施設の事業改善に努めます。
- (2) 施設（通所）利用契約に基づき、利用者ニーズを的確に導き個々にあったサービスを提供できるように努めます。
- (3) 人間尊重を基本とし、利用者への尊敬の念と、その人がその人らしく生きることができるよう、人格を尊重しその人の尊厳の保持に努めます。
- (4) 地域貢献の一環としての地域交流サロンを実施することにより、介護中心の支援ではなく、介護予防の観点に立ち、住み慣れた地域での生活ができるよう支援します。

3. 事業の重点課題

- (1) 事業安定のために、稼働率の向上、施設運営の合理化、業務の効率化、経費の節減等を目指し、平取町、法人並びに施設運営改善委員会等を中心に協議し、更に努力してまいります。
- (2) 利用者本位による利用者の状態に応じた介護を行い、主体性を尊重しながら自立を促進し、生活の活性化を図れるようリハビリを含む介護サービスの向上に努めます。
町立病院を始め各病院と連携を密に図りながら、利用者の慢性疾患・認知症・褥瘡などのケアに積極的に努めます。
- (3) 職員が時代の変革に対応出来る資質の向上を図るため、各種研修会への参加及び内部研修を充実し各職種の向上に努めます。
- (4) 地域交流サロンを実施し、住み慣れた地域で生きがいをもって安心した生活できるよう介護予防を通じての支援に努めます。

IV ケアハウス しずか

1. 施設経営を取りまく現状

開設より14年目を迎える今日、年々入所者も高齢化が進み、平均年齢も83歳に達しております。更には要介護認定者や見守りの必要な方が約半数を占める状況下の中で、当施設としても多様化するニーズを受け止め、入居者が住み慣れた地域で健康で安心した生活が送れるよう、入所者へのより一層の充実したサービス提供が求められているところであります。

2. 施設経営の基本方針

- (1) 入所者個々の生活ニーズや健康状態、心配事等の把握に努め、主体性を尊重しながら自立を促し、サービスの向上に努めます。
- (2) 入所者の意思及び人格を尊重し、入所者が生きがいをもって明るく楽しく安心した生活が送れるよう、質の高いサービス提供のために職員の自己研鑽を促すとともに、資質の向上に努める。
- (3) 施設職員として入所者及び地域住民、各関係機関等から信頼を得られるよう、基本となる法令遵守に努めます。

3. 重点課題

- (1) 施設経営の合理化、業務の効率化、経費の節減を図り、健全経営に努めてまいります。
- (2) ケアハウスでの生活が健康で持続出来るよう、軽体操と転倒防止体操については日課に取り入れ、継続してまいります。
- (3) 施設入所者の高齢化に伴い、要介護認定者が30%を占める状況から、通所介護サービスや訪問介護サービス等の利用が受けられるよう、包括支援センター・居宅介護支援事業所等と連携を密にし、サービスの向上に努めます。

V なないろ

1. 事業所経営を取りまく現状

委託事業として、基本相談支援・地域相談支援・計画相談支援・障害児相談支援・障害支援区分認定調査及び生活困窮者自立相談支援を行っています。

実施内容としては、すずらん・さるがわ等の利用者や養護学校卒業予定者の計画書作成が主な取り組みで、各市町村及び関係障害福祉サービス事業所と連絡を取りながら進めています。

なお、普通学校において発達障がいと呼ばれる児童が増えてきている傾向にあり、それに伴って、各学校における支援学級の設置も増えてきている話を耳にします。養護学校だけではなく、普通学校との連携も今まで以上に必要性を増すことが予想されます。

2. 事業所経営の基本方針

- (1) 利用者等が自立した生活または社会生活を営むことができるよう配慮いたします。
- (2) 利用者等の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づいて、適切な障害福祉サービス等が、それぞれの事業所から効率的に提供されるよう配慮いたします。
- (3) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、利用者等に提供される障害福祉サービス等が特定の種類または特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることの無いよう、公正中立に行うよう配慮いたします。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善、開発に努めます。

3. 重点課題

- (1) 相談支援事業所が関わる中で、関係事業所間の連携に対する意識が薄く、一部の機関のみで将来的方向性等を決め、関係者全体に進行状況等が伝わらず、期日直前に連絡が来る等で、振り回される結果となることもありました。少しでも連携する意識、手順や流れの理解をしてもらえるように努めます。
- (2) また、地域と相談支援との関わりを知ってもらい、障害者及びその家族を取り巻く環境との連携をも持てるよう努めます。

